

事務連絡  
令和8年1月15日

新規採用職員の皆様

北総教育事務所総務課

転居費にかかるお知らせ

赴任（異動、在勤公署の変更、新規採用等）に伴い居住地の転居を行った職員等（フルタイムの会計年度任用職員含む）は、赴任旅費（転居費）の支給対象となります。

以下のとおり、資料を配布しますので、集められる必要書類を揃えたうえで初任校に提出してください。

見積書と領収書は事後に揃えられない資料となります。必要書類の不足は認定に支障がでますので注意して手引きを読んでください。

【ちば電子申請サービス】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-d/downloadForm/downloadFormList\\_detail?tempSeq=54506](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=54506)



※赴任に伴う転居でなければ、転居費の支給対象になりません。

※通勤状況の改善が認められない場合は支給対象外です。

※上記以外でも転居費について疑義が生じている場合はお問い合わせください。

北総教育事務所総務課旅費担当  
hokusoky01@mz.pref.chiba.lg.jp